

2020年1月16日

株主 各位

大阪府中央区安土町1丁目8番15号

株式会社ナガオカ

代表取締役社長 梅津 泰久

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年1月16日開催の当社取締役会において、2020年2月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により、株式の割当を受ける権利の基準日を2020年1月31日（金曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年2月1日（土曜日）付をもって、当社定款第6条を変更し、7,004,000株増加して14,008,000株といたします。

以上

お知らせ および ご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2020年3月上旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2020年2月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等、または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031